

宝塚市被災地支援本部設置要綱（案）

平成28年4月 日

（目的）

第1条 この要綱は、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災の際、本市及び本市市民が全国からの支援及び激励を受け、復旧・復興したことに鑑み、他自治体が災害により被災した場合に、当該自治体及びその市民を迅速かつ適切に支援することにより、速やかな復旧・復興に寄与するため、宝塚市被災地支援本部（以下「支援本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

（設置）

第2条 支援本部は、支援が必要であると認められた災害が発生した場合に設置する。

2 前項の規定により支援本部を設置する災害は、市長が指定する。

（所掌事務）

第3条 支援本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）被災地の災害被害に関する情報収集に関すること。
- （2）収集した情報に基づく具体的支援策の検討及び実施に関すること。
- （3）支援策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- （4）その他被災地の支援に関し必要な事項

2 支援本部での決定事項については、当該決定内容に関する業務を所管する関係部課は、当該決定に従って速やかに必要な業務を実施しなければならない。

（支援策）

第4条 支援策は、国、県その他の関係団体との連携した支援のほか、災害により被災した自治体及びその市民にとって真に必要な本市独自の支援策も検討するものとする。

2 前項の支援策の実施に当たっては、必要に応じて本市市民及び関係団体の協力を得るものとする。

（構成等）

第5条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

2 本部長は、会務を総理し、支援本部を代表する。

3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（支援本部の会議）

第6条 支援本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 支援本部の会議は、第3条第1項各号に掲げる事項について、その基本方針を決定する。

3 本部員は、やむを得ない事由により支援本部の会議に出席できないときは、その職を

代行する者を出席させるものとする。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 支援本部の事務局は、都市安全部危機管理室総合防災課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月 日から施行する。

別紙（第5条関係）

教育長

上下水道事業管理者

病院副事業管理者

理事

技監

企画経営部長

行財政改革担当部長

市民交流部長

総務部長

都市安全部長

危機管理監

都市整備部長

健康福祉部長

子ども未来部長

環境部長

産業文化部長

消防長

議会事務局長

管理部長

学校教育部長

社会教育部長

上下水道局長

